

事業群評価調書(平成29年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主 管 所 属	教育庁義務教育課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課 (室) 長 名	木村 国広
事業群名	いじめや不登校など児童生徒が抱える問題への総合的な対策の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) いじめや不登校など児童生徒が抱える問題を解決するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題行動の未然防止や早期発見・早期解消等の取組を行うとともに、継続的な支援を行います。						(取組項目))教育相談体制の整備)教育相談の推進	
指 標		最終目標 (H32)	目標 (H28)	実績 (H28)	達成率	(進捗状況の分析) 不登校児童生徒数は、平成20年度の1,974人をピークに、以降4年間減少していたが、平成25年度に増加に転じ、近年は横ばい状態が続いている。その要因は、個々において様々で、複雑に絡み合っているケースが多い。また、小6から中1に進級する際の不登校が4.3倍となっていることから、「中1ギャップ」の解消が課題となっている。今後は、小中連携の推進により、精神的負担や不安の軽減に努める必要がある。 (H25:1,648人(小182人、中1,022人、高444人) H26:1,653人(小157人、中1,068人、高428人) H27:1,620人(小217人、中1,109人、高294人) H28:1,680人(小259人、中1,076人、高345人))	
事業群	不登校児童生徒数	1,400人以下	1,600	1,680	—		
その他の関連指標							

2.28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					28年度事業の成果等	中核事業
			H28実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容)	指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率		
			H29計画	一般財源	人件費(参考)					H29目標	—	—		
取組項目	スクールカウンセラー活用事業	H13-	193,570	129,047	2,413	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	スクールカウンセラー等を県内の公立学校に配置・派遣することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対応した。	活動指標	スクールカウンセラーの派遣回数(回)	数値目標なし 数値目標なし	454 —	— —	目標値は達成できなかったが、いじめや不登校など問題行動の解消にあたるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒等に対応することで、児童生徒の健全育成を図ることができた。	○
	義務教育課		202,553	135,036	2,422			成果指標	スクールカウンセラー配置校における事業効果(点)	3.7 3.7	3.6 —	97% —		
	スクールソーシャルワーカー活用事業	H20-	54,637	36,425	2,413	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等を教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援した。	活動指標	スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校数(箇所)	28 29	28 —	100% —	目標値は達成できなかったが、児童生徒や保護者等の環境を改善し、児童生徒の健全育成を図ることができた。	○
	義務教育課		59,168	39,446	2,422			成果指標	スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校における事業効果(点)	3.9 3.9	3.8 —	97% —		
	いじめ問題対策事業	H18-	8,728	5,846	2,413	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	いじめ問題に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めて24時間電話相談を実施するとともに、教職員を対象に、児童生徒の事件・事故等が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施した。また、解決が困難な法的課題に対しては、弁護士による法的助言を受けられる機会を設けることで、課題の解決を図った。	活動指標	弁護士窓口への相談件数(件)	数値目標なし 数値目標なし	6 —	— —	児童生徒等の話を聴くことにより、悩みや心の痛みを和らげることができた。また、いじめ問題をはじめとする児童・生徒の問題行動に対し、学校だけでは解決が困難な法的課題について、弁護士による法的助言を受けることにより、課題を解決することができた。	
	義務教育課		9,674	6,554	2,422			成果指標	弁護士相談窓口における事業効果(点)	3.6 3.8	4.0 —	111% —		

取組項目	問題を抱える子どもの自立支援事業	H10-	1,631	1,631	1,608	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	問題を抱える児童生徒等の学校生活への復帰のために、適応指導教室のあり方についての協議や適応指導教室指導員研修会等の支援を行った。	活動指標	県設置の適応指導教室における通所児童生徒数(名)	数値目標なし	5	—	各市町の不登校対策の充実と適応指導教室指導員の資質の向上を図ることができた。	
	義務教育課		1,747	1,747	1,615			成果指標	適応指導教室に通う子どもたちの学校復帰率(%)	100	100	100%		
	教育相談事業	—	8,312	8,312	1,608	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	児童生徒、保護者、教職員が抱える様々な悩みに適切に対応するため、県教育センターにおいて様々な相談事業や職員研修等を実施した。	活動指標	巡回教育相談開催会場数(会場)	7	7	100%	いじめ・不登校等の問題に対し、事例の実態に応じ適切に対応することができた。	。
	義務教育課		8,994	8,312	1,615			成果指標	教育センターで問題に向けて共に取り組んだ件数(件)	数値目標なし	1,354	—		

3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

)教育相談体制の整備 専門性の高いスクールカウンセラー(H28:215校)及びスクールソーシャルワーカー(H28:21市町+7県立学校)の配置校を拡充したことで、これまで以上に児童生徒の心の問題及び生活環境上の問題に対応し、課題解決することができた。しかしながら、希望する全ての学校に配置できている状況でないため、更なる配置の充実や未配置校における教育相談体制の質の向上が必要である。また、「学校と関係機関との連携マニュアル」及び「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」を改定し、県内の学校に配付したことで、児童生徒の問題行動等に対する統一的な対応方法等を示すことができた。今後も必要に応じて改定等を行うとともに、県内の学校に周知していく必要がある。
)教育相談の推進 児童生徒が抱える問題行動等が年々、深刻化・長期化していく中で、教育相談体制の推進については、各種研修会を開催することで相談業務に携わる者の資質向上を図ることができたとともに、児童生徒等からの様々な相談に対応することができた。

4.29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目	スクールカウンセラー活用事業	平成29年度においては、拠点校配置方式を導入し、小中高特併せて270校に配置することで、いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応している。		平成30年度においても、学校では、臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
	スクールソーシャルワーカー活用事業	平成29年度においては、市町及び県立学校の合計29箇所に配置することで児童生徒の生活環境上の課題解決を支援している。		平成30年度においても、学校では、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
	いじめ問題対策事業	—	—	平成30年度においても、各種相談窓口の周知等を行い、適切な運用を呼びかけるとともに、児童生徒の問題行動等に適切に対応していくためにも、今後も引き続き事業を継続していくことで更なる教育相談体制の充実を図る。	現状維持
取組項目	問題を抱える子どもの自立支援事業	—	—	平成30年度においても、不登校児童生徒が学校への復帰だけでなく集団への適応や社会性の育成等を目的としている適応指導教室による児童生徒への支援、指導員への研修等を引き続き実施し、通所する全ての児童生徒を学校に復帰させていくことを目指す。	現状維持

取組 項目	教育相談事業	—	—	平成30年度においても、来所相談、電話相談、巡回相談等、相談者のニーズに合わせて様々な教育相談を引き続き実施し、相談者がいつでも気軽に相談できるような教育相談体制を維持していく。	現状維持
----------	--------	---	---	---	------